

市税(固定資産税・市県民税・軽自動車税)の口座振替手続 平成30年度分の手続き締切日をお知らせします



申し込み締切日は、下表のとおりです。手続きは各金融機関でお願いします。

			固定資産税	市県民税	軽自動車税
受付締切日	ゆうちょ銀行 以外の 金融機関	全期	3月30日(金)	5月31日(木)	4月27日(金)
		1期	3月30日(金)	5月31日(木)	/
		2期	6月29日(金)	7月31日(火)	
		3期	10月31日(水)	9月28日(金)	
		4期	平成31年1月31日(木)	12月28日(金)	
	ゆうちょ銀行	全期	3月20日(火)	5月18日(金)	4月20日(金)
		1期	3月20日(火)	5月18日(金)	/
		2期	6月20日(水)	7月20日(金)	
		3期	10月19日(金)	9月20日(木)	
4期		平成31年1月18日(金)	12月20日(木)		
口座振替日	全期	5月1日(火)	7月2日(月)	5月31日(木)	
	1期	5月1日(火)	7月2日(月)	/	
	2期	7月31日(火)	8月31日(金)		
	3期	11月30日(金)	10月31日(水)		
	4期	平成31年2月28日(木)	平成31年1月31日(木)		

※すでに口座振替手続きが済んでいて、登録内容に変更の無い人は、再度手続きをする必要はありません。

※受付締め切り後の申し込みは、全期前納は翌年度から、各期納付は次の期からの開始となりますのでご注意ください。

問合せ＝税務課 納税推進係 (内線 273～276)

市税3税の口座振替をご利用の みなさんへお知らせ

固定資産税・市県民税・軽自動車税の口座振替をご利用のみなさんへお知らせです。

上記税目について、口座振替登録がある方で、3年連続して各税目について課税が無い人については、その税目に関する市での振替口座登録が廃止されることとなります。

したがって、過去に口座登録があった人でも、3年連続で課税が無い状態が続くと、次回課税があった場合には納付書での支払方法に自動的に切り替わることとなります。口座振替を希望される場合は、再度金融機関窓口での手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問合せ＝税務課 納税推進係 (内線 273～276)

平成30年度 固定資産税の縦覧

縦覧は次の期間となります。

縦覧期間＝4月1日(日)～5月1日(火)

8時30分～17時15分

(市役所閉庁日・閉庁時間を除く)

問合せ＝税務課 固定資産税 第1係・第2係
(内線 284～287)

奈良地方法務局 人権擁護課移転のお知らせ

奈良地方法務局人権擁護課は、2月13日(火)から、次の通り事務室を移転しました。

◆新所在地：奈良第2地方合同庁舎(奈良市高畑町)
電話番号：0742-23-5457(変更はありません)

問合せ＝奈良地方法務局 総務課 (☎0742-23-5534)
(人権施策推進課)